

# 福岡県公報

平成25年6月7日  
第3502号

## 目次

### 告示(第954号-第973号)

|                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| ○県営土地改良事業計画の決定         | (農村森林整備課) …………… 1  |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請   | (社会活動推進課) …………… 2  |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請   | (社会活動推進課) …………… 2  |
| ○土地収用法に基づく事業の認定        | (用地課) …………… 2      |
| ○県営土地改良事業計画の決定         | (農村森林整備課) …………… 4  |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請      | (社会活動推進課) …………… 4  |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請   | (社会活動推進課) …………… 4  |
| ○開発行為に関する工事の完了         | (都市計画課) …………… 4    |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任       | (農村森林整備課) …………… 5  |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任       | (農村森林整備課) …………… 5  |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任       | (農村森林整備課) …………… 6  |
| ○土地改良区の役員の退任           | (農村森林整備課) …………… 6  |
| ○開発行為に関する工事の完了         | (都市計画課) …………… 7    |
| ○開発行為に関する工事の完了         | (都市計画課) …………… 7    |
| ○土地改良区の清算人の就任          | (農村森林整備課) …………… 7  |
| ○土地改良区の清算人の就任          | (農村森林整備課) …………… 7  |
| ○道路の区域の変更              | (道路維持課) …………… 8    |
| ○道路の供用の開始              | (道路維持課) …………… 8    |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 | (会計管理局会計課) …………… 8 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 | (会計管理局会計課) …………… 8 |

### 公 告

|          |                 |
|----------|-----------------|
| ○落札者等の公示 | (企画交通課) …………… 9 |
| ○落札者等の公示 | (企画交通課) …………… 9 |

### 選挙管理委員会

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| ○政治団体の平成23年分収支報告書の要旨の一部訂正 | (市町村支援課) …………… 10 |
|---------------------------|-------------------|

### 監査委員

|  |                         |
|--|-------------------------|
| ○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の<br>監査の事務を補助できる期間 | (監査委員事務局総務課) …………… 12   |
| ○監査結果の報告に係る措置の公表                                 | (監査委員事務局監査第一課) …………… 12 |

### 公安委員会

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ○警備員指導教育責任者講習の実施       | (警察本部生活安全総務課) …………… 17 |
| ○機械警備業務管理者講習の実施        | (警察本部生活安全総務課) …………… 19 |
| ○警備業法第23条に規定する検定の実施    | (警察本部生活安全総務課) …………… 20 |
| ○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 | (警察本部生活保安課) …………… 22   |

### 収用委員会

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| ○土地収用法に基づく裁決手続の開始 | (用地課) …………… 23 |
|-------------------|----------------|

### 雑 報

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ○平成26年度福岡県農業大学の学生の募集 | (経営技術支援課) …………… 24 |
|----------------------|--------------------|

## 告 示

### 福岡県告示第954号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小 川 洋

| 縦覧に供する書類                      | 縦覧期間                       | 縦覧場所  |
|-------------------------------|----------------------------|-------|
| 県営堂の浦地区土地改良(農業用ため池整備)事業計画書の写し | 平成25年6月7日から<br>平成25年7月5日まで | 筑前町役場 |

**福岡県告示第955号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年5月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人おおむた障害者応援センター

(2) 代表者の氏名

有松 温之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市上町4丁目4-7 イッツビル102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の地域での自立生活に関する支援事業や障害者の福祉に関する調査・研究事業等を行うことにより、障害者が地域の中で自立生活を営んでいけるよう福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第956号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県障害者雇用支援センターあゆむ

(2) 代表者の氏名

田中 正憲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル4F

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても、障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても、障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第957号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡市小田部公民館等複合施設増改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市早良区小田部六丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である福岡市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成25年度予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が同市早良区小田部六丁目地内において、小田部公民館を増改築するとともに、増築部分に小田部老人いこいの家を複合化した施設の整備するものである。

小田部公民館は平成4年度に、小田部老人いこいの家は昭和50年度に建設されたものであり、両施設ともに狭隘であるうえ、老朽化しており、また、小田部公民館は、バリアフリー化もなされておらず、現行施設規模基準の150坪公民館に比べて機能的に著しく劣っていることから、住民の利用に支障を来している。

そこで、福岡市においては、両施設の増改築の時期が重なったこと、土地の有効利用が図られること、従前と同様に両施設の相互利用を図ることで世代間交流による社会教育活動等の充実が期待できることなどに鑑み、両施設を複合化した施設を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、青少年、婦人、高齢者等に生きがいを与え、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できるほか、小田部校区コミュニティ活動の拠点施設とし

て、今後の地域活性化の展開の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、現在の小田部公民館の敷地との位置関係、環境、工事施工の難易度、事業費の面等3案について検討を行ったうえで、小田部小学校及び小田部中央公園にも近接し、公民館と小学校及び公園の一体的な活用が可能で、環境が良好であり、工事の施工性に優れ、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも増改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市小田部公民館等複合施設増改築事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所  
福岡市早良区役所（総務課）

**福岡県告示第958号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

| 縦覧に供する書類                        | 縦覧期間                       | 縦覧場所  |
|---------------------------------|----------------------------|-------|
| 県営柳川北部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し | 平成25年6月7日から<br>平成25年7月5日まで | 柳川市役所 |

**福岡県告示第959号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年5月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人八女地区障害者相談支援センターリーベル

(2) 代表者の氏名

西原 洋文

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市本町17番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方及びその家族に対して、自立支援及び相談援助等に関する事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第960号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年5月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更後)

特定非営利法人NPO福祉用具ネット

(変更前)

NPO福祉用具ネット

(2) 代表者の氏名

豊田 譲二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田4395番地（福岡県立大学内）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、住民に対して、福祉用具の活用、供給、開発等に関する事業、住環境の整備に関する事業などを行い、地域の福祉に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第961号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字井牟田3559番34
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡久山町大字久原3559番地3  
宮下 広一

**福岡県告示第962号**

久保白ダム土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

| 氏名   | 住所          |
|------|-------------|
| 橋本 周 | 飯塚市忠隈495番地2 |

## 2 退任監事

| 氏名    | 住所           |
|-------|--------------|
| 山本 芳喜 | 飯塚市鶴三緒1387番地 |
| 安藤 勇二 | 〃 楽市586番地10  |

## 3 就任監事

| 氏名    | 住所                |
|-------|-------------------|
| 木附 隆  | 嘉穂郡桂川町大字吉隈13番地181 |
| 古野 博文 | 〃 〃 〃 土師2177番地57  |

**福岡県告示第963号**

広川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

| 氏名    | 住所               |
|-------|------------------|
| 渡邊 了  | 八女郡広川町大字一條765番地3 |
| 中島 要  | 〃 〃 〃 882番地      |
| 野口 重利 | 〃 〃 〃 703番地      |
| 山下 武敏 | 〃 〃 〃 広川2272番地   |
| 熊添 林岱 | 〃 〃 〃 〃 1723番地   |
| 野田 昭幸 | 〃 〃 〃 〃 1711番地   |
| 野田 康則 | 〃 〃 〃 〃 1507番地2  |
| 鶴 正成  | 〃 〃 〃 太田1017番地3  |
| 大石 義勝 | 〃 〃 〃 〃 1327番地   |
| 久保田寛喜 | 〃 〃 〃 新代399番地    |
| 中島 務  | 〃 〃 〃 川上91番地     |
| 藤島 儀雄 | 〃 〃 〃 〃 583番地1   |
| 近藤 博行 | 〃 〃 〃 久泉431番地1   |
| 梅本 哲  | 〃 〃 〃 長延895番地    |
| 中村 祥隆 | 〃 〃 〃 吉常123番地2   |
| 酒井 重利 | 〃 〃 〃 水原3719番地   |

## 2 退任監事

| 氏名    | 住所              |
|-------|-----------------|
| 緒方 久幸 | 八女郡広川町大字藤田361番地 |
| 丸山 義治 | 〃 〃 〃 日吉321番地2  |

## 3 就任理事

| 氏名    | 住所               |
|-------|------------------|
| 渡邊 了  | 八女郡広川町大字一條765番地3 |
| 中島 要  | 〃 〃 〃 882番地      |
| 野口 重利 | 〃 〃 〃 703番地      |
| 島 登   | 〃 〃 〃 藤田987番地    |
| 山下 武敏 | 〃 〃 〃 広川2272番地   |

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 熊添 林岱 | 八女郡広川町大字広川1723番地  |
| 野田 昭幸 | 〃 〃 〃 〃 1711番地    |
| 野田 康則 | 〃 〃 〃 〃 1507番地2   |
| 弓削 房雄 | 〃 〃 〃 〃 太田1301番地1 |
| 大石 義勝 | 〃 〃 〃 〃 1327番地    |
| 久保田寛喜 | 〃 〃 〃 〃 新代399番地   |
| 近藤 博行 | 〃 〃 〃 〃 久泉431番地1  |
| 丸山 高幸 | 〃 〃 〃 〃 日吉230番地   |
| 野村 泰也 | 〃 〃 〃 〃 新代2033番地3 |
| 渡邊 通稔 | 〃 〃 〃 〃 川上467番地2  |
| 梅本 哲  | 〃 〃 〃 〃 長延895番地   |
| 中村 祥隆 | 〃 〃 〃 〃 吉常123番地2  |
| 古賀 秀利 | 〃 〃 〃 〃 水原640番地1  |

## 4 就任監事

| 氏 名   | 住 所             |
|-------|-----------------|
| 野田 光浩 | 八女郡広川町大字広川821番地 |
| 稲富 純和 | 〃 〃 〃 〃 川上50番地  |

## 福岡県告示第964号

大村青畑土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 退任理事

| 氏 名   | 住 所             |
|-------|-----------------|
| 野間口正一 | 豊前市大字大村2080番地2  |
| 測上 茂樹 | 〃 〃 〃 〃 860番地   |
| 松島 清美 | 〃 〃 〃 〃 2069番地1 |
| 平木 次夫 | 〃 〃 〃 〃 286番地   |

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 古野 春樹 | 豊前市大字大村1949番地2  |
| 山中 健嗣 | 〃 〃 〃 〃 1506番地4 |
| 山中 猛  | 〃 〃 〃 〃 青畑667番地 |
| 尾崎 暢人 | 〃 〃 〃 〃 268番地   |

## 2 退任監事

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 山崎 五雄 | 豊前市大字大村1697番地  |
| 川崎 信彦 | 〃 〃 〃 〃 1853番地 |

## 3 就任理事

| 氏 名   | 住 所             |
|-------|-----------------|
| 野間口正一 | 豊前市大字大村2080番地2  |
| 井上 稔  | 〃 〃 〃 〃 992番地2  |
| 松島 清美 | 〃 〃 〃 〃 2069番地1 |
| 谷中 隆之 | 〃 〃 〃 〃 320番地   |
| 上野 守  | 〃 〃 〃 〃 1574番地1 |
| 山中 健嗣 | 〃 〃 〃 〃 1506番地4 |
| 山中 猛  | 〃 〃 〃 〃 青畑667番地 |
| 尾崎 暢人 | 〃 〃 〃 〃 268番地   |

## 4 就任監事

| 氏 名   | 住 所                 |
|-------|---------------------|
| 谷口 信孝 | 豊前市大字八屋1676番地3 601号 |
| 川崎 信彦 | 〃 〃 〃 〃 大村1853番地    |

## 福岡県告示第965号

角田中部土地改良区から役員退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小 川 洋

退任理事

| 氏名    | 住所            |
|-------|---------------|
| 増田 達雄 | 豊前市大字畠中248番地1 |

**福岡県告示第966号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市西福岡四丁目5029番2及び4628番5
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福津市中央一丁目1番1号  
福津市長  
小山 達生

**福岡県告示第967号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡苅田町大字与原字折口301番1から301番15まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
京都郡苅田町神田町一丁目4番地の15  
臨海商事 有限会社  
代表取締役 渡邊 剛

**福岡県告示第968号**

解散した清算法人元土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法

（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

| 氏名     | 住所             |
|--------|----------------|
| 秋永 保行  | 行橋市大字今井2051番地5 |
| 福田 英教  | 行橋市大字金屋258番地1  |
| 有松 良清  | 行橋市大字今井2116番地  |
| 白石 正幸  | 行橋市大字金屋280番地   |
| 福田 鼎   | 行橋市大字金屋344番地10 |
| 福田 直三郎 | 行橋市大字金屋330番地1  |
| 末松 兵一郎 | 行橋市大字今井2085番地  |
| 中村 三郎  | 行橋市大字今井2120番地  |
| 藏本 高春  | 行橋市大字今井2402番地5 |
| 奥 廣義   | 行橋市大字今井2097番地  |
| 宮岡 芳美  | 行橋市大字今井2147番地1 |
| 末永 修崇  | 行橋市大字今井2055番地  |
| 福島 勝   | 行橋市大字今井2149番地  |
| 庄野 健治  | 行橋市大字今井1785番地  |
| 福島 多實二 | 行橋市大字今井1796番地  |
| 大川 和利  | 行橋市大字沓尾168番地   |
| 中 勝教   | 行橋市北泉四丁目35番23号 |
| 川端 静夫  | 行橋市南大橋二丁目6番1号  |

**福岡県告示第969号**

解散した清算法人大谷・天生田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

| 氏名    | 住所              |
|-------|-----------------|
| 中村 久男 | 行橋市大字天生田831番地   |
| 亀田 昇  | 行橋市大字大谷1535番地   |
| 松本 泰治 | 行橋市大字天生田858番地   |
| 中村 征夫 | 行橋市大字天生田164番地   |
| 高山 隆行 | 行橋市大字天生田144番地 3 |
| 亀田 國夫 | 行橋市大字大谷1546番地 2 |
| 亀田 浅男 | 行橋市大字大谷1544番地 1 |
| 白石 英典 | 行橋市大字大谷1436番地   |
| 宮坂 一則 | 行橋市大字流末942番地 1  |
| 西 博孝  | 行橋市大字天生田808番地   |
| 中川 信行 | 行橋市大字大谷1775番地   |

**福岡県告示第970号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名  | 変更前後別 | 区間                                       | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|------|-------|--|------------------|--------------|
| 久留米      | 県道    | 八女春線 | 前     | うきは市浮羽町妹川2870番1先から<br>うきは市浮羽町妹川2771番1先まで | 5.8<br>～<br>59.0 | 521.0        |
|          |       |      | 後     | うきは市浮羽町妹川2870番1先から<br>うきは市浮羽町妹川2771番1先まで | 5.8<br>～<br>59.0 | 521.0        |

**福岡県告示第971号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年6月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名  | 供用開始の区間                                  |
|----------|------|--|
| 久留米      | 八女春線 | うきは市浮羽町妹川2792番4先から<br>うきは市浮羽町妹川2771番1先まで |

**福岡県告示第972号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

|   | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名                          | 売りさばき所                                  | 変更年月日          |
|---|-----------|--|---|----------------|
| 新 | 161       | 朝倉市甘木2014番地の1<br>甘木・朝倉建築設計協会<br>会長 柳瀬肇 | 朝倉市甘木2014番地の1<br>福岡県朝倉県土整備事務所建<br>築指導課内 | 平成25年<br>5月10日 |
| 旧 |           | 朝倉市甘木2014番地の1<br>甘木・朝倉建築設計協会<br>会長 谷口一 |   |                |

**福岡県告示第973号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

|   | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名                   | 売りさばき所        | 変更年月日     |
|---|-----------|---------------------------------|---------------|-----------|
| 新 | 58        | 福岡市博多区東公園7番7号<br>一般財団法人福岡県職員互助会 | 福岡市博多区東公園7番7号 | 平成25年4月1日 |
| 旧 |           | 福岡市博多区東公園7番7号<br>財団法人福岡県職員互助会   |               |           |

## 公告

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称  
土木情報システム（事業管理サブシステム）運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県県土整備部企画交通課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
日本コンピュータ・ダイナミクス（株）
  - (2) 住所  
福岡市博多区千代1丁目19番13号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

28,038,666円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称  
土木情報システム運用業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県県土整備部企画交通課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
日本電気株式会社 九州支社
  - (2) 住所  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
29,577,660円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1 (b)及び(d)に該当

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県衆議院第五十二支部、かわばた耕一後援会及びきりあけ和久後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成23年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成24年11月福岡県選挙管理委員会告示第117号）の一部を、次のとおり改める。

平成25年6月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成23年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県衆議院第五十二支部を次のとおり改める。

91 自由民主党福岡県衆議院第五十二支部

|                |               |
|----------------|---------------|
| 国会議員関係政治団体の区分  | 法第19条の7第1項第1号 |
| 公職の候補者の氏名      | 西川京子          |
| 公職の候補者に係る公職の種類 | 衆議院議員         |
| 報告年月日          | 24.03.23      |

1 収入・支出の総額

|             |             |
|-------------|-------------|
| (1) 収入総額    | 24,380,495円 |
| ア 前年繰越額     | 957,421円    |
| イ 本年収入額     | 23,423,074円 |
| (2) 支出総額    | 23,318,906円 |
| (3) 翌年への繰越額 | 1,061,589円  |

2 収入・支出の内訳

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) 収入の内訳               |            |
| イ 寄附                    | 3,818,000円 |
| (ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲） | 3,818,000円 |
| a 個人からの寄附               | 2,518,000円 |

|                    |             |           |
|--------------------|-------------|-----------|
| c 政治団体からの寄附        | 1,300,000円  |           |
| エ 借入金              | 19,602,000円 |           |
| 西川京子               | 19,602,000円 |           |
| カ その他の収入           | 3,074円      |           |
| 一件十万円未満のもの         | 3,074円      |           |
| 合計                 | 23,423,074円 |           |
| [寄附の内訳]            |             |           |
| a 個人からの寄附          |             |           |
| (寄附者の氏名)           | (金額)        | (住所)      |
| 山田泰史               | 768,000円    | 北九州市小倉北区  |
| 梶山浩一               | 1,500,000円  | 東京都港区     |
| 大郷直美               | 100,000円    | 北九州市小倉北区  |
| 木村博                | 100,000円    | 行橋市       |
| その他                | 50,000円     |           |
| 小計                 | 2,518,000円  |           |
| c 政治団体からの寄附        |             |           |
| (寄附者の名称)           | (金額)        | (事務所の所在地) |
| 志帥会                | 1,200,000円  | 東京都千代田区   |
| 北九州市八幡医師連盟         | 100,000円    | 北九州市八幡東区  |
| 小計                 | 1,300,000円  |           |
| (2) 支出の内訳          |             |           |
| ア 経常経費             | 18,767,380円 |           |
| (ア) 人件費            | 12,844,538円 |           |
| (イ) 光熱水費           | 12,381円     |           |
| (ウ) 備品・消耗品費        | 2,834,931円  |           |
| (エ) 事務所費           | 3,075,530円  |           |
| イ 政治活動費            | 4,551,526円  |           |
| (ア) 組織活動費          | 3,574,313円  |           |
| (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 537,213円    |           |
| b 宣伝事業費            | 537,213円    |           |

|            |             |
|------------|-------------|
| (カ) その他の経費 | 440,000円    |
| 合計         | 23,318,906円 |

## 3. 資産等の内訳

|          |             |
|----------|-------------|
| (12) 借入金 |             |
| (借入先)    | (借入残高)      |
| 西川 京子    | 22,512,000円 |

平成23年分収支報告書の要旨中、かわばた耕一後援会の項を次のとおり改める。

## 151 かわばた耕一後援会

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名  | 川端 耕一    |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | 県議       |
| 報告年月日             | 24.03.26 |

## 1 収入・支出の総額

|             |            |
|-------------|------------|
| (1) 収入総額    | 3,638,188円 |
| ア 前年繰越額     | 148,820円   |
| イ 本年收入額     | 3,489,368円 |
| (2) 支出総額    | 3,632,705円 |
| (3) 翌年への繰越額 | 5,483円     |

## 2 収入・支出の内訳

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) 収入の内訳               |            |
| イ 寄附                    | 3,489,368円 |
| (ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲） | 3,489,368円 |
| a 個人からの寄附               | 3,489,368円 |
| 合計                      | 3,489,368円 |

[寄附の内訳]

|           |            |          |
|-----------|------------|----------|
| a 個人からの寄附 |            |          |
| (寄附者の氏名)  | (金額)       | (住所)     |
| 川端 耕一     | 2,749,368円 | 北九州市門司区  |
| 木村 証      | 200,000円   | 北九州市小倉北区 |
| 木村 年伸     | 300,000円   | 北九州市小倉北区 |
| 竹田 隆司     | 200,000円   | 北九州市門司区  |

|     |            |
|-----|------------|
| その他 | 40,000円    |
| 小計  | 3,489,368円 |

## (2) 支出の内訳

|                    |            |
|--------------------|------------|
| ア 経常経費             | 3,193,700円 |
| (ア) 人件費            | 1,425,000円 |
| (イ) 光熱水費           | 179,135円   |
| (ウ) 備品・消耗品費        | 392,041円   |
| (エ) 事務所費           | 1,197,524円 |
| イ 政治活動費            | 439,005円   |
| (ア) 組織活動費          | 280,135円   |
| (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 153,771円   |
| b 宣伝事業費            | 153,771円   |
| (エ) 調査研究費          | 5,099円     |
| 合計                 | 3,632,705円 |

平成23年分収支報告書の要旨中、きりあけ和久後援会の項を次のとおり改める。

## 167 きりあけ和久後援会

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名  | 桐明 和久    |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | 県議       |
| 報告年月日             | 24.03.26 |

## 1 収入・支出の総額

|             |            |
|-------------|------------|
| (1) 収入総額    | 2,422,378円 |
| ア 前年繰越額     | 0円         |
| イ 本年收入額     | 2,422,378円 |
| (2) 支出総額    | 2,377,378円 |
| (3) 翌年への繰越額 | 45,000円    |

## 2 収入・支出の内訳

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) 収入の内訳               |            |
| イ 寄附                    | 2,422,378円 |
| (ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲） | 2,422,378円 |

|               |            |           |
|---------------|------------|-----------|
| a 個人からの寄附     | 2,347,378円 |           |
| (うち特定寄附)      | 2,347,378円 |           |
| c 政治団体からの寄附   | 75,000円    |           |
| 合計            | 2,422,378円 |           |
| [寄附の内訳]       |            |           |
| a 個人からの寄附     |            |           |
| (寄附者の氏名)      | (金額)       | (住所)      |
| (特) 桐明和久      | 2,347,378円 | 八女市       |
| 小計            | 2,347,378円 |           |
| c 政治団体からの寄附   |            |           |
| (寄附者の名称)      | (金額)       | (事務所の所在地) |
| 自由民主党福岡県支部連合会 | 75,000円    | 福岡市博多区    |
| 小計            | 75,000円    |           |
| (2) 支出の内訳     |            |           |
| ア 経常経費        | 2,377,378円 |           |
| (ア) 人件費       | 1,585,000円 |           |
| (イ) 光熱水費      | 54,924円    |           |
| (ウ) 備品・消耗品費   | 284,561円   |           |
| (エ) 事務所費      | 452,893円   |           |
| 合計            | 2,377,378円 |           |

**監査委員**

**福岡県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年6月7日

|         |       |
|---------|-------|
| 福岡県監査委員 | 小串 正伸 |
| 同       | 伊藤 龍峰 |
| 同       | 行正 晴實 |
| 同       | 浦田 憲一 |

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏名    | 住所                     |
|-------|------------------------|
| 香野 剛  | 福岡市早良区百道浜三丁目9番33-1509号 |
| 小嶋 博文 | 福岡市中央区草香江一丁目8番8-417号   |
| 塩塚 正康 | 久留米市花畑一丁目20番1-501号     |
| 鬼塚 智子 | 福岡市中央区六本松二丁目6番8-1101号  |
| 松川 正治 | 福岡市西区愛宕一丁目15番19-1003号  |
| 戸田 真史 | 糸島市篠原東一丁目5番3号          |
| 松尾 潤一 | 福岡市中央区大手門一丁目2番23-506号  |

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成25年6月3日から平成26年3月31日まで

**監査公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告（平成25年3月4日24監総第991号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年6月7日

|         |       |
|---------|-------|
| 福岡県監査委員 | 小串 正伸 |
| 同       | 伊藤 龍峰 |
| 同       | 行正 晴實 |
| 同       | 浦田 憲一 |

24社活第2480号  
平成25年3月29日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年3月4日付24監総第991号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

| 対象機関名                     | 監査の結果  | 講じた措置の内容   |
|---------------------------|--|--|
| 新社会推進部<br>アジア文化交流<br>センター | 収入の会計年度所属区分が、地方自治法施行令によらず誤っていた。<br>(1件 2,682,374円) | 平成24年度観覧料収入について、翌年度に清算確認したものは、翌年度で調定を行う。<br>今後は、財務規則に従った適正な事務処理を行うとともに、根拠規定を添付させるなどしてチェック体制を強化し再発防止に努める。 |
|                           | 駐車場使用料の金融機関への払い込みが、財務規則によらず遅延していた。<br>(195件)       | 駐車場料金回収、入金にかかる業務について、独立行政法人、金融機関と協議のうえ、処理日数の短縮など効率的な事務処理に努め、財務規則に則り適切に処理する。                              |

2 5 保 総 第 1 号  
平成 2 5 年 4 月 4 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 3 月 4 日付 2 4 監総第 9 9 1 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

| 対象機関名                      | 監査の結果  | 講じた措置の内容  |
|----------------------------|--|---|
| 保健医療介護部<br>京築保健福祉<br>環境事務所 | 生活保護費の支給において、児童扶養手当の認定誤りにより、支給過となっていた。<br>(1 件 166, 290 円) | 平成 2 4 年 1 1 月 1 日付で生活保護法第 6 3 条に基づく返還処理を行った。今後は、手当等の収入認定を行う際のチェック体制を強化し、ダブルチェックを徹底することにより再発防止に努める。 |

注意事項

| 対象部局名   | 監査の結果  | 講じた措置の内容   |
|---------|--|--|
| 保健医療介護部 | 生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べ、3 機関で、32, 792, 588 円増加している。<br>(3 件) | 生活保護受給中の世帯の債権については、返還金担当職員と担当ケースワーカーが連携して督促を行う。保護廃止世帯の債権についても、債権回収員の活用を含め、訪問及び電話による督促を強化し回収に努める。 |
|         | 生活保護費の支給において、新規就労控除の認定誤りにより、支給過となっていた。<br>(2 件 51, 500 円)      | 生活保護法第 6 3 条に基づく返還処理を行った。監査後に、新規就労控除の認定について職員に周知徹底した。今後は、決裁時のダブルチェックを徹底することにより再発防止に努める。          |

| 対象部局名   | 監査の結果   | 講じた措置の内容  |
|---------|---|---|
| 保健医療介護部 | 生活保護費の支給において、児童養育加算の認定誤りにより、支給過となっていた。<br>(2件 45,000円)      | 遡及可能な範囲で認定の変更を行い、遡及できない部分については生活保護法第63条に基づく返還処理を行った。今後は、加算等の認定において決裁時のチェック体制を強化し、ダブルチェックを徹底することにより再発防止に努める。 |
|         | 生活保護費の支給において、子ども手当の認定誤りにより、支給過となっていた。<br>(1件 30,000円)       | 支給過分については生活保護法第63条により返還処理を行った。今後は、他法により支給される手当等の額の検証を行なうことを事務所内会議等で周知徹底し、ケース審査のチェック体制を強化することで再発防止に努める。      |
|         | 生活保護費の支給において、給食費の認定誤りにより、支給過となっていた。<br>(1件 45,100円)         | 平成24年12月11日付で生活保護法第63条に基づく返還処理を行った。今後は、決裁時のチェック体制を強化し、ダブルチェックを徹底することにより再発防止に努める。                            |
|         | 生活保護の医療扶助において、頻回受診者指導台帳が整備されず、頻回受診者の把握がされていなかった。<br>(3件)    | 頻回受診者指導台帳の整備を行った。また、頻回受診者指導台帳による決裁を行っていなかったものについては台帳に決裁欄を追加し、必要事項の記載ごとに課長決裁を行うよう措置を講じた。                     |
|         | 所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない通帳が保管されていた。<br>(1件)        | 財務規則の再確認及び金庫内の保管物の見直しを行い、全職員に、財務規則で保管すると定められていない物は保管しないことを周知徹底した。今後は、財務規則に基づく金庫の適正管理に努める。                   |
|         | 所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない現金が保管されていた。<br>(1件 5,003円) | 保管していた現金を返還するとともに、財務規則の再確認及び金庫内の保管物の見直しを行い、全職員に、財務規則で保管すると定められていない物は保管しないことを周知徹底した。今後は、財務規則に基づく金庫の適正管理に努める。 |

24 福総第 3 1 5 3 号  
平成 2 5 年 4 月 5 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 3 月 4 日付 2 4 監総第 9 9 1 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

| 対象部局名 | 監査の結果  | 講じた措置の内容  |
|-------|--|---|
| 福祉労働部 | 建物賃借料の調定が遅延していた。<br>(2件 613,200円)                                  | 今後、調定の遅延を生じさせないため、事務の管理を徹底するよう是正措置を講じた。   |
|       | 変更委託契約書において、契約の相手方の記載に誤りがあった。<br>(1件)                              | 契約の相手方の記載を修正し相手方に交付した。<br>今後は、公印管守者による照合を徹底するよう、是正措置を講じた。                                       |
|       | 水質検査業務委託において、誤った請求書により支払いが行われていた。<br>(1件)                          | 仕様・見積書の作成に錯誤があり、また、請求書の履行確認に不備があったため誤払いとなったもの。正当な支払額を算出し、差額を業者から返納させた。今後、履行確認に一層注意を払い適正な処理に努める。 |
|       | 緊急用前渡資金で購入した物品について、財務規則に基づく物品の引継、出納通知及び供用の手続きが行われていなかった。<br>(176件) | 物品の引継、出納通知及び供用の事務について、適正な事務処理に改めた。今後は財務規則を確認の上、適正な事務処理に努める。                                     |
|       | 所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない通帳が保管されていた。<br>(4件)               | 財務規則で出納員が保管することと定められていない通帳については、金庫から撤去するよう、是正措置を講じた。  |

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第147号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成25年6月7日

福岡県公安委員会

### 1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

### 2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日                          | 講習時間   | 講習場所                            |
|-------------------------------|--|---------------------------------|
| 平成25年7月18日（木）から同年7月25日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記各表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

### (2) 追加取得講習

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|------|------|------|
|      |      |      |

|                               |  |                                 |
|-------------------------------|--|---------------------------------|
| 平成25年7月23日（火）から同年7月25日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |
|-------------------------------|--|---------------------------------|

### 3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
12名
- (2) 追加取得講習  
6名

### 4 受講対象者

#### (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以

下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成25年6月26日(水)から同年6月28日(金)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内(県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて

受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第148号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成25年6月7日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

#### 2 講習の期日、時間及び場所

| 講習期日                          | 講習時間  | 講習場所                            |
|-------------------------------|---|---------------------------------|
| 平成25年8月20日（火）から同年8月22日（木）までの間 | 午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

#### 3 受講定員

42名

#### 4 受講申込手続等

##### (1) 受付期間

平成25年7月16日（火）から同年7月18日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

##### (3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 講習受講手数料

38,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問合せは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第149号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成25年6月7日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

(1) 空港保安警備業務1級

(2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 空港保安警備業務1級

| 実施日           | 実施時間           | 実施時間                                |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成25年9月10日（火） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

(2) 空港保安警備業務2級

| 実施日           | 実施時間           | 実施時間                                |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成25年9月11日(水) | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

### 3 受検定員

各検定15名

### 4 受検資格

#### (1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

### 6 学科試験及び実技試験

#### (1) 空港保安警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 空港保安警備業務2級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

### 7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成25年8月26日（月）から同年8月28日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

ウ 1級の検定申請者

上記ア及びイの書類に加えて、以下のいずれかの書類が必要。

(ア) 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

(イ) 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 検定手数料

空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の事前受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前

受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前申込みを行い、受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日及び翌日の2日間の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

福岡県公安委員会告示第150号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する

。

平成25年6月7日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

| 日 時                            | 場 所                                  | 射撃方法   | 受講可能人員 |
|--------------------------------|--------------------------------------|--------|--------|
| 平成25年8月1日(木)<br>9:00～17:00(原則) | 福岡県筑紫野市大字<br>袖須原223番地25<br>福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 各日18名  |
| 平成25年8月8日(木)<br>9:00～17:00(原則) |                                      |        |        |

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時                            | 場 所                                  | 射撃方法      | 受講可能人員 |
|--------------------------------|--------------------------------------|-----------|--------|
| 平成25年8月1日(木)<br>9:00～17:00(原則) | 福岡県筑紫野市大字<br>袖須原223番地25<br>福岡県立総合射撃場 | 大口径ライフル射撃 | 15名    |

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参するこ

と。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**収用委員会**

## 福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年6月7日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類

一般国道3号改築工事(博多バイパス・福岡県福岡市東区下原四丁目地内から同区香椎駅東三丁目地内、同区香椎駅東三丁目地内から同区香椎一丁目地内及び同区松崎四丁目地内から同区若宮五丁目地内まで)並びにこれに伴う市道付替及び池堤体付替工事

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

| 土地の所在                 | 地 番    | 地 目 | 地 積 [( ) は公簿地積]   |
|-----------------------|--------|-----|---|
| 福岡県福岡市<br>東区香椎二丁<br>目 | 2099番5 | 田   | 39.01(39)平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積28.34平方メートル、使用しようとする土地の面積2.45平方メートル |

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
登記名義人石川丈吉の相続人

石川松美  
福岡市東区香椎四丁目4番6号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
福岡市  
福岡市中央区天神一丁目8番1号  
土地使用借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成25年5月24日

雑 報

公告

平成26年度福岡県農業大学校養成科の学生を次のように募集する。  
平成25年6月7日

福岡県農業大学校長 西園清志

1 募集定員等

| 学 科 | 募集定員 | 専攻コース | 学生数の基準 |
|-----|------|-------|--------|
| 養成科 | 50人  | 野 菜   | 20人    |
|     |      | 花 き   | 5人     |
|     |      | 果 樹   | 5人     |
|     |      | 水田経営  | 5人     |
|     |      | 畜 産   | 5人     |
|     |      | 総 合   | 10人    |

2 修業年限 2年

3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

(1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（平成26年3月卒業又は修了

見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成26年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者であること。

イ 志操堅固、身体強健な者で次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 農業に就業する意欲を有している者
- (イ) 農業技術指導者を志し地域農業の振興に意欲を有している者

(2) 試験

試験は、一般入学試験及び推薦入学試験（総合コースは除く。）とする。

ア 試験日程

|      | 一般入学試験  | 推薦入学試験                     |
|------|---|----------------------------|
| 願書受付 | 平成25年11月15日（金）<br>～11月29日（金）  | 平成25年9月13日（金）<br>～9月27日（金） |
|      | ・午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。<br>・郵便による受験申込みは、必ず簡易書留郵便とし、願書受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。 |                            |
| 試験日  | 平成25年12月13日（金）  | 平成25年10月21日（月）             |
| 合格発表 | 平成25年12月20日（金）  | 平成25年10月29日（火）             |

イ 一般入学試験

(ア) 募集定員 50人（推薦入学の募集定員を含む。）

(イ) 日時、場所等

|                      | 日 時                   | 科 目 等                           | 場 所                     |
|----------------------|-----------------------|---------------------------------|-------------------------|
| 平成25年12月13日<br>（金曜日） | 午前9時10分～<br>午前10時10分  | 国語（国語総合）                        | 筑紫野市大字吉木767<br>福岡県農業大学校 |
|                      | 午前10時20分～<br>午前11時20分 | 数学（数学Ⅰ）                         |                         |
|                      | 午前11時30分～<br>午後0時30分  | 生物Ⅰ、化学Ⅰ、農業（農業科学基礎）のうちいずれか一科目を選択 |                         |
|                      | 午後1時10分～              | 面接                              |                         |

注1) 各科目の配点は100点とし、一定の基準に満たない試験科目がある場合には総合得点にかかわらず、不合格とする。

(ウ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号電話092-643-3495）

郵送によって受験願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼ったもの。）を必ず同封すること。

b 受験の申込方法

(a) 所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
- ii 農業経営規模調書（所定の用紙によること。） 1部
- iii 意見書（所定の用紙で受験者の住所地を管轄する普及指導センター長が作成して封印したもの。） 1部
- iv 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、380円分の切手を貼ったもの。） 2枚

(b) 受験手数料は、無料とする。

c 受験票の発送

受験票は、12月上旬に発送する。

(エ) 合格者の発表

一般試験合格者の受験番号を平成25年12月20日（金曜日）午前9時に福岡県農業大学校内に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。

ウ 推薦入学試験

(ア) 募集定員（総合コースを除く定員の概ね2分の1以内）

(イ) 推薦の要件

3の(1)の受験資格を満たす者であって、次に掲げる a 又は b のいずれかに

該当するものであること。

a 高等学校を平成26年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 学業成績が優秀で、人物及び健康状態が優れており、学校長が責任をもって推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者

b 高等学校を平成26年3月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 人物及び健康状態が優れており、市町村長又は農業協同組合長が責任をもって推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者

(ウ) 日時、方法及び場所

| 日                    | 時                    | 方法          | 場所                      |
|----------------------|----------------------|-------------|-------------------------|
| 平成25年10月21日<br>(月曜日) | 午前9時30分～<br>午前10時30分 | 小論文（800字程度） | 筑紫野市大字吉木767<br>福岡県農業大学校 |
|                      | 午前10時45分～            | 面接          |                         |

(エ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

一般入学試験に同じ。

b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

(a) 高等学校を平成26年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げるもの

- i 調査書（当該高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
- ii 農業経営規模調書（所定の様式によること。） 1部
- iii 意見書（所定の用紙で受験者の住所地を管轄する普及指導センター長が作成して封印したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合には就農予定地の普及指導センター長が作成したものも可とする。） 1部
- iv 推薦書（在籍する高等学校長が作成したもの。様式は自由とする。） 1部
- v 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、380円分の切手を貼ったもの。） 2枚

(b) 高等学校を平成26年3月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げるもの

- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
- ii 農業経営規模調書（所定の様式によること。） 1部
- iii 意見書 ((a)のiiiに同じ。) 1部
- iv 推薦書（所定の用紙で住所地の市町村長又は農業協同組合長が作成したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は就農予定地の市町村長又は農業協同組合長が作成したものも可とする。） 1部
- v 返信用封筒 ((a)のvに同じ。) 2枚

c 受験票の発送

受験票は、10月上旬に発送する。

(オ) 合格者の発表

可否は、平成25年10月29日（火曜日）に、直接本人に通知し、併せて合格者の受験番号を午前9時に福岡県農業大学校内に掲示する。

(カ) その他

推薦入学試験に不合格となった者は、一般入学試験を受験することができる。

この場合、受験願書、農業経営規模調書（志望する専攻コースを変更する場合のみ）、返信用封筒を再提出すること。

4 在学中に行う研修等

大型特殊自動車免許（農耕用）、けん引免許（農耕用）、危険物取扱者（乙種4類）、農業用品目毒物劇物取扱者、家畜人工授精師（畜産コースのみ）、フォークリフト運転技能講習、小型車両系建設機械運転業務特別教育講習等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。